

南国市老朽住宅除却事業費補助制度

この制度は、地震などの自然災害による被害や住宅の管理不全な状態による事故などを防ぐため、老朽度の高い住宅(空き家)の解体費用を補助します。



補助金の額

※①または②のいずれか少ない金額(1,000円未満切り捨て)

- ① 除却工事費 × 80%
 - ② 基準額(年度により変動) × 対象住宅の延床面積(m²) × 0.8
- ※ ただし、【上限額:925,000円】

対象住宅

※南国市内に存する住宅で、①～③をすべて満たすもの

- ①昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
 - ②倒壊または火災により、周囲の家屋または避難路などに被害を及ぼすおそれがある
 - ③「住宅の老朽度の測定基準」による評点が100点以上である
- ※倉庫のみ・納屋のみなどは対象外(現地調査時に浴室・炊事場・トイレがあることを確認します)
- ※木造住宅除却事業費補助金との併用はできません
- ※条件を全て満たすものについて危険度により優先順位を決定し、優先順位の高いものから補助対象とします

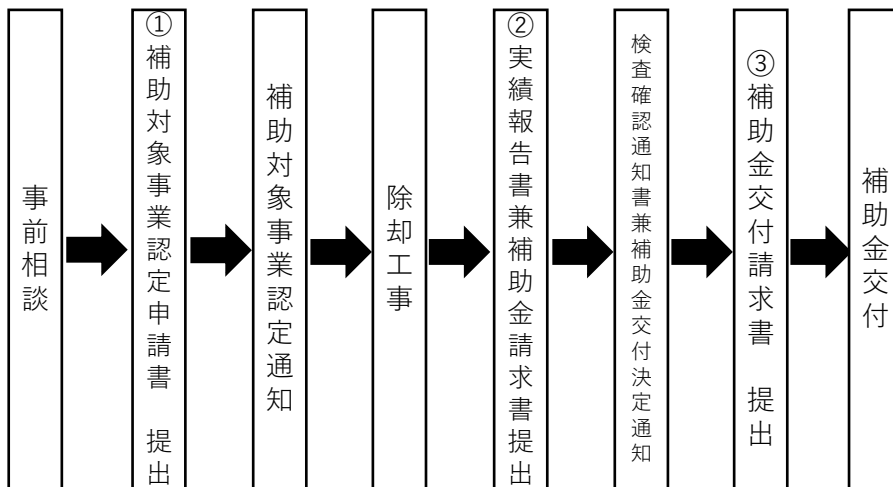
申込資格

- ・申請建物の所有者 または 相続人
- ・高知県税 および 南国市税の滞納がない方

問合せ先

南国市役所 住宅課 住宅係 (市役所3階)
TEL:088-880-6558
Email:n-jutaku@city.nankoku.lg.jp

1.手続きの流れ



①補助対象事業認定申請

- 必須
 - 補助対象事業認定申請書（様式第1号）
 - 建物の所有権及び建築年を証明できるもの（発行3か月以内の公印入り原本）
例：登記事項証明書、建物未登記の場合、土地・家屋課税台帳兼名寄帳（写し）
※公的な証明書がない場合は所有権申立書
 - 位置図
 - 求積図（延床面積の算出根拠が記載されたもの）
 - 外観写真
 - 南国市税及び高知県税を滞納していないことを証する書類
 - 事業計画書（様式第2号）
 - 工事見積書（内訳明細の付いたもの）
 - 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
- 所有者と申請者が異なる場合
 - 所有者と申請者の関係がわかる書類
- 所有者または相続人が複数人である場合
 - 所有者全員の同意書
 - 誓約書（所有者全員の同意書が提出できない場合）（様式第3号）

除却工事

補助事業認定通知書が届いたら、除却工事に着手できます。
※事業認定が下りる前に工事に着手している場合は、補助金の交付はできません。

②実績報告兼補助金交付申請

※工事完了後、当該年度の12月25日までに提出

- 実績報告書兼補助金交付申請書（様式第8号）
- 工事請負契約書の写し
- 工事完了写真（工事前及び工事後の状況が分かるもの）
- 廃棄物管理票（E票）の写し
- 工事代金領収書（補助事業者が補助金の交付の請求及び受領を住宅の除却を行った者に委任する場合は、補助事業に要した経費から補助金交付申請予定額を差し引いた額を支払ったことがわかる領収書）の写し

③補助金交付請求

※当該年度の2月末日までに提出

【申請者が受け取る場合】

- 補助金交付請求書（様式第12号）

【代理受領の場合】

- 補助金交付請求書（代理受領）（様式第13号）
- 代理受領に関する委任状（様式第14号）

※代理受領とは…申請者が受け取る補助金を市から直接工事業者に支払います。申請者は、補助対象金額と補助金の差額のみ支払うこととなります。

その他

- 記載している書類以外にも、必要に応じて提出をお願いすることがあります。
- 各申請書は南国市役所ホームページに掲載しています。
また、住宅課窓口でも配布しています。
- 建物を除却したことにより、翌年度以降、土地の固定資産税が上がる場合があります。
詳しくは南国市税務課資産税係（088-880-6554）にお問い合わせください。
- 建物の除却後、登記物件の場合は法務局で建物滅失登記を行うことをお勧めします。
その際、業者が発行する建物取壊証明などが必要となる場合があります。

老朽住宅除却事業Q&A

Q	対象となる住宅はどのようなものですか？
A	以下の条件をすべて満たすものが対象となります。 ①昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅（長屋・共同住宅含む） 非木造（軽量鉄骨、鉄筋コンクリートなど）で建てられた住宅は対象になりません。 また、木造であっても倉庫や蔵、トイレや風呂のみなどの建物も対象になりません。 現地調査時に浴室・炊事場・トイレがあることを確認します。 ②倒壊または火災により周囲の家屋または避難路などに影響を及ぼすおそれがあるもの ③「住宅の老朽度の測定基準」による評点が100点以上であるもの なお、条件をすべて満たすもののうち、危険度により優先順位を決定し、順位の高いものから補助対象とします。
Q	建物の建築年を確認できる書類はどんなものがありますか？
A	法務局で取得できる建物の登記事項証明書や、市役所税務課資産税係で取得できる土地・家屋課税台帳兼名寄帳（写し）、固定資産税納税通知書、建築確認書などで建築年が確認できます。
Q	所有者が死亡していますが申請できますか？
A	所有者の相続人が申請できます。ただし、所有者と申請者が異なる場合は関係の分かる書類の提出が必要です。
Q	延床面積は登記簿や名寄帳の面積を記載すればよいですか？
A	現況の求積図を解体業者などに作成してもらってください。
Q	店舗併用住宅は対象になりますか？
A	店舗部分の床面積が延床面積の1/2未満であれば対象となります。 建物図面もしくは求積図に店舗部分と住宅部分が分かるように記載してください。
Q	昭和56年6月1日以降に増改築した部分は対象となりますか？
A	昭和56年6月1日以降に増改築した部分は対象外となり、延床面積から除きます。 ただし、住宅の一部を残すことはできませんので、増改築部分も除却する必要があります。
Q	対象建物の基礎を残しておいてもいいですか？
A	住宅の一部を残すことはできません。基礎もすべて撤去してください。
Q	庭木や家具等の処分費用は対象となりますか？
A	建物の除却（解体）費用のみが対象となり、庭木や家具等の処分費用は対象外となりますので見積書に含まないでください。 なお、ブロック塀の解体については別途補助金がありますので、【住宅課 建築係】にお問い合わせください。
Q	解体後の跡地の活用方法に指定はありますか？
A	指定はありません。解体後も、周囲の生活環境に影響のないよう管理をお願いします。